地域 DX 実践支援業務仕様書

1 業務名

地域 DX 実践支援業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

地域課題の解決を図るうえでデジタル技術の活用が不可欠となるなか、デジタル人材の確保は社会的な共通課題となっている。そのため、市町職員等を対象として、地域課題の解決に求められる実践的なデジタルスキルの向上を図り、地域へ波及することで県内のDXを推進することを目的として本事業を実施する。

4 業務内容

受託者は、地域DXの浸透・普及にかかる次の業務を行うこととする。

- (1) 地域 DX 実践支援
- ①ワークショップの企画・実施

「GIS×防災安全」をテーマにワークショップを実施すること。

(基本構成)

- ・GIS の基礎知識と防災安全分野を中心とした活用事例
- ・デジタルツール(GIS)の使用方法
- ・地域特性に応じた防災安全分野を中心とした GIS 活用に係るアイデア創出方法 (ツール)
 - ・オープンデータの取込みが可能な GIS ツールを選定した上で、事業期間内に参加者が当該ツールを無料で利用可能な環境を用意すること。
 - ・以下の条件を満たすツールを選定すること。
 - ✓ 専門的なスキルを持たない者であっても使用可能
 - ✓ 容易に調達可能(市場に流通している)
 - ✓ 無料または安価で利用可能
 - ・GIS 以外の技術(ツール)と組み合わせることで、取り組みを高度化ができる場合は独自に追加提案すること。(任意)

(参加対象者)

以下の条件を満たす者

- ・地域課題解決の取組を牽引する役割を担う人材 (市町職員のほか、地域団体等で活動している者等を想定)
- ・防災安全分野に関する取り組みに強い関心・意欲があり、ワークショップ及び 実践取り組みにおいて主体的に取り組むことができる方

(参加者の募集方法)

・県と連携して進めること。

(実施回数)

・3回(東・中・南予で各1回を想定)

(実施方法)

- ・原則として実地で実施すること。ただし、一部オンラインを組み合わせること は可とする。
- ・具体的な実施場所(地域・会場)は県と協議して決定すること。
- ・参加人数は1回あたり30名程度を原則とする。

②地域での実践における伴走支援

ワークショップ参加者は、学んだ内容を地域内で主体的に実践することとし、事業者はそれらの取り組みを専門家の視点で伴走支援することで、取り組みの実現を支援するとともに、取り組みが停滞することがないようフォローをすること。

(支援内容)

- ・地域での実践事例を 20 件以上創出することとし、以下の観点から伴走支援を実施すること。
 - ✓ アイデア創出支援
 - ✓ 技術的支援
 - ✔ その他支援(独自提案)
- ・現地対応、web 会議、チャットツール等を組み合わせた最適な方法で伴走支援を 実施すること。
- ・伴走支援の実施期間は、4~6ヶ月程度とすること。

③取り組みの共有・発信

実践した取り組みを地域内外へ浸透・波及させるため、情報発信・事例共有等を行うこと。なお、具体的な方法は、効果の最大化を図る最適と考えられる方法を検討の上、提案すること。

4)その他

令和6年度の本事業において作成したAR作成ツールについて、令和7年度末まで継続して利用可能な環境を用意すること。

※株式会社 Palan が提供している PalanAR (プレミアムオプション) 及び ARMaps、各 10 アカウント

(2) こども向けイベントの開催

都会と比べて先進技術に触れる機会が少ない県内の子どもを対象に、デジタル技術の活用をより身近に感じてもらうためにイベント(ワークショップ)を開催する。

(開催回数)

•原則3回以上

(時期)

・小学校の夏休み期間中に1回以上実施すること。ただし、事業全体のスケジュール 上やむを得ない場合は、この限りではない。

(開催場所)

・県と協議の上決定すること。

(3) 想定スケジュール

・ワークショップ : 6~7月頃
・実践取り組み : 8~12月
・事例共有会 : 1~2月頃
・子ども向けイベント: 7~2月頃

5 成果品

- (1) 提出物
 - ・実績報告書(A4判) 紙媒体1部及び電子データー式
 - ・事例共有時の制作物一式
- (2) 提出場所

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2 愛媛県 企画振興部 デジタル戦略局 デジタルシフト推進課 デジタル推進グループ メール: digitalshiftsuishin@pref. ehime. lg. jp

(3) 提出期限

令和8年3月31日

6 実施体制

- (1) 作業の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な体制を確実に整備すること。
- (2) 本業務における連絡窓口は一本化すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めること。
- (4) 統括責任者は以下の役割と能力を有すること。
 - ・要員配置等、本業務の遂行に必要となる受託者のリソースを調整できること。
 - ・コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間 の調整を行い、県と円滑に合意を形成できること。
 - ・リスクコントロール能力を有し、同種・類似の業務における実務経験から想定出来る リスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。
- (5) 本業務の従事担当者は、次の要件を満たす者でなければならない。
 - ・業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有すること。
 - ・業務の遂行上知り得た各種情報について、委託期間を問わず外部に漏らさないこと。
- (6) 県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不適当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。
- (7) 本県が提示する各種規程を遵守すること。

7 業務実施に当たっての留意事項

(1) 法令等遵守

受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律等のほか、愛媛県会計規則を含む関連法規を遵守すること。

(2) 機密保持

受託者は、次に掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。

なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要が生じた

場合は、事前に県と協議し、事前に承認を得ること。契約終了後も同様とする。

- ・契約期間中に県が提示した一切の情報(提示された時点において、既に公知の情報等を除く。)
- ・履行過程で知り得た一切の情報
- ・納入成果物等に関する一切の情報

(3)業務の再委託

契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承認を得た場合はこの限りではない。その場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承諾を得ること。

再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

(5) 著作権

本業務における著作権の取扱いについては、本業務委託契約書に定める規定によるほか、以下のとおりとする。

①作成された成果物等の取扱い

受託者は、作成された成果物等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、 成果物等の全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は検査完了をも って全て県に移転するものとする。

なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任 (解決に要する一切の費用負担を含む。) において解決すること。

②著作者人格権の行使

受託者は、成果物等に係る著作者人格権を行使するときにおいても、県及び県の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

③受託者が既に著作権を保有している成果物等の取扱い

成果物等の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお、受託者に帰属するものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と 受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。